いてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生、事業修習者又は研修員が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。匿名組合契約等に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、源泉地国において課税することができる。（第一七条～第二〇条関係）

8　この条約の各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二一条関係）

9　この条約の特典を受けることができる者は一定の要件を満たす適格者等に限定され、取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。（第二二条関係）

10　日本国の居住者が納付するエストニア共和国の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。エストニア共和国の居住者が日本国において租税を課された所得を取得する場合には、当該所得はエストニア共和国の租税を免除される。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民及び同様の活動を行う当該他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二三条及び第二四条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。納税者から申し立てられた事案について、二年以内に両締約国の権限のある当局間で合意によって解決することができない場合には、納税者の要請により仲裁に付託することができる。（第二五条関係）

12　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二六条関係）

13　両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。（第二七条関係）

14　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二八条関係）

15　この条約は、両締約国の法令上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第三〇条及び第三一条関係）

条約

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約をここに公布する。

御名御璽

平成三十年八月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第四号

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約

日本国及びエストニア共和国は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

2　この条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。

3　この条約は、第七条3、第九条2及び3、第十八条、第十九条、第二十三条から第二十五条まで並びに第二十八条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国の課税に影響を及ぼすものではない。

第二条　対象となる租税

1　この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a)　日本国においては、

(i)　所得税

(ii)　法人税

(iii)　復興特別所得税

(iv)　地方法人税

(v)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）

(b)　エストニアにおいては、所得税

（以下「エストニアの租税」という。）

2　この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。